

イオンスポーツクラブ会則

第一章〔総則〕

第1条（名称と所在地）

本クラブは イオンスポーツクラブ（以下、本クラブ）と称します。
本部所在地を千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1に置きます。

第2条（運営・管理）

本クラブの施設はイオンリテール株式会社（以下、会社）がその運営・管理にあたります。

第3条（理念）

本クラブは、会員さまの精神的、肉体的健康づくりに貢献することを目的として、会員さまに安価で充実したサービスと機能を提供します。

第二章〔会員資格〕

第4条（会員資格条件）

以下の条件を満たす方がご入会いただけます。

- 1) 年齢が15歳以上（中学生を除く）の方
但し、本クラブが認めた方を除く
- 2) 本クラブの審査基準を満たした方
- 3) 刺青（タトゥー含む）をされていない方
- 4) 本会則及び諸規則を遵守する方
- 5) 過去に除名されたことがない方
- 6) 妊娠されていない方・医師から運動を禁止されていない方
- 7) 暴力団およびその関係者でない方
- 8) 医師等により運動を禁止されておらず、本クラブ利用に支障がないと自己申告された方

第5条（会員の種類）

個人会員及び法人会員になります。個々の会員種別の詳細に関しては、細則に定めるものとします。

第6条（入会手続き）

本クラブに入会を希望するものは、所定の申し込み手続きを行い、本クラブの承認を得るとともに、会社が定める入会金及び諸費用を払い込まなければなりません。

第7条（入場の禁止）

以下の方の入場を禁止します。

- 1) 本規約および本クラブ諸規則を遵守しない方
- 2) 刺青（タトゥー含む）をされている方
- 3) 暴力団およびその関係者の方
- 4) 医師等により運動を禁じられている方
- 5) 妊娠中の方
- 6) 伝染病・その他、他人に伝染・感染する疾病を有する方
- 7) 酒気を帯びている方
- 8) 本クラブが不適当と認めた方
- 9) 年齢が15歳未満（中学生不可）の方
但し、本クラブが認めた方を除く

第8条（入会金）

入会金・事務手数料はいかなる場合も返還致しかねます。

第9条（会員資格の停止および除名）

本クラブは、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止または除名することができます。

- 1) 3ヶ月以上会費を滞納したとき
- 2) 本クラブの施設を故意に毀損したとき
- 3) 本会則、その他本クラブの定める規則に違反したとき
- 4) 本クラブまたは会社の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
- 5) その他会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき

第10条（会員資格の喪失）

会員は次の場合、その資格を失います。

- 1) 退会
- 2) 除名
- 3) 死亡
- 4) 本クラブの閉鎖

第11条（各種届出）

会員登録情報に変更が発生した際は本クラブが別途定める期限までに本クラブ所定の書面による手続きが必要になります。
尚、電話・ファックス等による受付はございません。

第12条（会員資格の譲渡）

会員資格の譲渡ならびに担保等に供することはできません。

第三章〔会員の権利・義務〕

第13条（会員証）

本クラブは会員に対し、会員証を交付します。

第14条（月会費）

- 1) 会員は細則に定める月会費を定められた期日までに本クラブに納入する義務があります。
- 2) 既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還いたしません。
- 3) 退会月までの月会費・年会費等の会費は会員の本クラブ利用回数に関係なく、支払わなければなりません。

第15条（施設利用）

会員は本クラブの施設を利用する場合は、その会員証を係員に提示していただきます。

尚、本クラブの利用については、所在地により利用料金等が異なる場合があります。

第16条（会員の事故）

- 1) 本クラブ内および駐車場で発生した傷害・盗難、その他事故については会社側に責任が認められない場合、会社は一切の責任を負いません。
- 2) 会員が本クラブの施設を利用中、人的・物的事故により会員が受けた損害に対し、会社側に責任が認められない場合、会社は一切の責任を負いません。

第四章〔その他〕

第17条（ビジター制度の利用）

- 1) 会員と同伴の方に限り、ビジター制度を利用できます。
尚、原則として15才未満の方（中学生不可）は、ビジター制度の利用ができません。
- 2) ビジター制度は会社が別に定める施設利用料金を支払うものとします。

第18条（施設の閉鎖）

本クラブは、次の場合クラブ諸施設の全部または、一部を閉鎖することができます。

- 1) 気象・災害・その他により開場が不可能と認められたとき
- 2) 施設の改造または補修のとき
- 3) 法令の制定改廃などによるとき
- 4) 行政指導等によるとき
- 5) 経営上重大な理由のとき
- 6) ショッピングセンター及び併設店舗が閉鎖のとき

第19条（その他）

本会則に定めない事項については会社がこれを定めるものとします。

第20条（改正）

本会則・細則の改正・変更は、本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。

第21条（附則）

本規則は2007年4月1日より施行いたします。